

教 育 福 祉 委 員 会 会 議 録

開会日	令和元年6月25日(火) 午前9時30分
閉会日	令和元年6月25日(火) 午後1時48分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 大島令子 副委員長 なかじま和代 委 員 青山直道 伊藤真規子 岡崎つよし 木村さゆり 野村ひろし わたなべさつ子
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 吉田一平 福祉部長 川本晋司 次長(福祉、長寿担当)兼長寿課長 中野智夫 次長(保健医療、健康推進担当)兼保健医療課長 斉場三枝 福祉課長 若杉雅弥 障がい福祉係長 山田菜美 長寿課課長補佐(いきいき長寿、地域支援担当) 粕谷庸介 いきいき長寿係長 山田克仁 主事 森島 梓 課長補佐(介護保険担当)兼介護保険係長 遠藤健一 子ども部長 浅井雅代 子ども部調整監 青木健一 次長兼子ども未来課長 門前 健 指導保育士 加藤七保美 保育係長 武田憲明 子ども家庭課長 出口史郎 課長補佐(療育支援担当)兼療育支援係長 岡藤彰彦 教育部長 角谷俊卓 次長兼教育総務課長 山端剛史 指導室長 水野和幸 主幹 水野真樹 庶務教育係長 久保田順子 施設係長 日置桂敬 計23名
職務のため出席した者の職氏名	議長 加藤和男 議会事務局長 水野敬久 議事係長 吉田菜穂子
会議録	別紙のとおり

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

市長 あいさつ

議案第 31 号 長久手市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

福祉課長 議案第 31 号について説明

わたなべ委員 負担軽減の内容についてはどのようなか。

福祉課長 保証人をたてなければならなかったのが保証人をたてることできるという規定になった。法定で貸付け利率 3 パーセントだったところ 1 パーセントに引き下げられた。償還方法として月賦償還が追加された。

岡崎委員 民法の連帯保証人ということによろしいか。

福祉課長 民法で規定する保証人のことである。

岡崎委員 今回の改正は災害援護資金の貸付けに関して運用を改善するものだが、本市において対象はあるか。

福祉課長 大地震、暴風、豪雨などで災害救助法が適用された災害が対象で、本市においてははない。

岡崎委員 貸付け利率について各市町が条例で制定できるようになったが近隣の状況はどのようなか。

福祉課長 瀬戸市、尾張旭市、日進市、東郷町、豊明市は 1 パーセント、愛知県内では碧南市、高浜市、知立市、西尾市は 3 パーセントのままであるが、おおむね 1 パーセントである。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 32 号 長久手市介護保険条例の一部を改正する条例について

長寿課長 議案第 32 号について説明
わたなべ委員 消費税引き上げによる条例の改正か。
長寿課長 消費税引き上げによる改正である。
伊藤委員 第 3 条第 1 項第 3 号は減った額が少ないが国で金額が決まっているのか。
長寿課長 国で金額が決まっている。
岡崎委員 条例改正は令和 2 年度までとあるが令和 3 年度以降はどうなるのか。
長寿課長 介護保険料については 3 年に一度改正を行っている。令和 3 年度が改正の年となり、状況によっては改正する可能性がある。
岡崎委員 国が負担割合をもとに戻すことはあるのか。
長寿課長 今のところは確認はとれていない。
岡崎委員 他市町の条例改正の状況はどのようか。
長寿課長 本市と同様に 6 月議会で条例改正を行うところが周辺市町は多い。他市町においても国の負担割合の下げ幅どおり改正されると確認している。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 33 号 長久手市福祉の家条例の一部を改正する条例について

長寿課長 議案第 33 号について説明
わたなべ委員 市内の利用者 16.8 パーセントで多くが市外の利用者である。値上げにより高齢者の負担は増えないか。
長寿課長 今回の改正によりこれまで消費税を含めた料金として上限額を定めていたが、条例改正により消費税の取扱いを明確にするものである。
市として特に市民の料金については配慮したうえで高齢者及び子どもに

負担がかからないようにしたい。

- わたなべ委員 経営状況はどのようなか。
- 長寿課長 経営状況については近隣の競合店のこともあり申し上げにくい。
- 大島委員 決算の収支くらい話せるのではないか。
- 長寿課長 温泉については、近隣で新規オープンやリニューアルが続き、あぐりん村については、酷暑で品不足が続いたためここ数年収益は徐々に下がっている。
- なかじま委員 子どもの料金は市内市外は同じか。
- 長寿課長 同じである。
- なかじま委員 あったかあどデーを年4日から年5日に増加とあるが、市民の利用は1回あたり何人か。
- 長寿課長 平成30年度について、6月大人787人、子ども123人、9月大人738人、子ども135人、11月大人933人、子ども170人、3月大人801人、子ども137人で合計大人3,259人、子ども565人、総合計3,824人である。
- 野村委員 市内の利用者が少ない原因は把握しているか。
- 長寿課長 算出方法はあったかあどの提示の方のみであり、セットプランや回数券の利用は市外として算出していることも少なくなる要素の一つと考える。
- なかじま委員 あったかあどデーのお知らせは広報紙とホームページだが、子ども達に向けて発信する予定はないか。
- 長寿課長 親御さんに向けて他の方法でも周知することも検討していく。
- 大島委員 市外の料金が20円値上がりするが、今後、市外の利用者にどのように影響するのか。
- 長寿課長 あくまでも消費税分が全体として2パーセント上がるということで市内の利用者の料金に配慮した結果、市外の利用者の料金が上がる形となった。今後、競合他社の増税後の料金形態がわかってきた時に長久手温泉として考えることになる。
- 大島委員 あぐりん村は2パーセント値上がりするのか。
- 長寿課長 あぐりん村で売られる生産者の野菜は原則8パーセントと聞いている。
- 青山委員 条例の表示料金は700円と変わらないため、消費税が10パーセントであれば最大770円の利用料金まで設定できるということか。
- 長寿課長 そのとおりである。
- 青山委員 市内利用料金が据え置きであれば、長久手温泉が増税分を負担するというのでよいか。

長寿課長 そのとおりである。

わたなべ委員 2パーセント分収益が上がれば2パーセント分のフォローができないのか。

長寿課長 あくまで消費税は消費税として計算した分を納める必要がある

伊藤委員 条文に消費税を追加しないと消費税が課税できないということか。

長寿課長 条例の改正によって、利用料金700円以内に定めた金額に対し、指定管理者が外税と課税できるということである。

伊藤委員 毎回条例を改正しないと金額は変えられないということか。

長寿課長 これまで消費税の表示がなく、長久手温泉として消費税を含め700円を徴収していた。市としては指定管理者に利用料金を徴収してもらい、利用料金で運営をしてもらうことになっている。これまでどおり700円に消費税を含めては税金の負担が増え長久手温泉の収益も減ってしまう。消費税は利用の対価で国の定めた額を納めなければならない。今後、消費税率の変更があっても毎回条例を改正しなくてもよいように今回条例の見直しをした。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

わたなべ委員 日本の経済も落ち込み景気が回復していない中で消費税の増税に反対する立場から、今回の消費税の増税に関する議案に反対する。

賛成討論 なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

請願第2号 請願第2号歯科口腔保健推進に関する請願

岡崎委員（紹介議員） 請願第2号について説明

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論

岡崎委員 瀬戸歯科医師会は、瀬戸市及び長久手市の歯科医師が加入している。瀬戸市は本年4月1日から瀬戸市歯と口腔の健康づくり推進条例が施行された。長久手市では条例が制定されていない。請願が採択されたら早い時期に長久手市歯科口腔保健推進条例を制定してもらいたいという請願者の要望があり、これをもって賛成討論とする。

採決

賛成全員により、採択

委員長 この際、暫時休憩とする。

<午前10時21分休憩>

<午前10時30分再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

所管事務調査

1 市内障がい児保育の実態

子ども未来課長 障がい児保育とは、市内認可保育園の3歳児以上のクラスにおいて、保育士を加配（原則児童4人に対して保育士1人）して集団保育を行う。該当者は、保育が必要な世帯で、一般的に中軽程度までの障がいがあり、保育園での集団保育が可能な児童が対象である。

平成31年4月1日時点の保育園の利用状況は、3歳児19人、4歳児21人、5歳児21人、10保育園で合計61人である。

平成31年4月1日時点の入所児の状況として、症状は、発達障がい（疑いを含む）47人、発達遅滞5人、身体6人、ダウン症3人である。手帳等の取得状況は、療養手帳12人、身体障害手帳3人、福祉サービスの通所受給者証22人（うち9人は手帳所持者）である。

保育内容は、対象児に対しては、個別の指導計画を作成し、それを基に

保育を実施している。保育士は、まず遊びを通して子どもとの関係作りを行う。保育の環境面においては、子どもたちに一日の流れを絵で知らせたり、片付ける物や場所も写真や絵で知らせる。子どもと保育士との関係ができれば、保育士が間に立って友達へと関わりを広げていく。制作活動を行う際は、材料や道具を変えるなど子どもに合ったものを用意し、手順を実物で伝える。どんな場面でも子どもができる方法を探り、友達の力を借りて保育を進めていく。

医療的ケアの事業概要は、保育所等で医療行為（導尿・たん吸引等）を医師の指示に基づいて、看護師が実施する事業で対象児は居宅においても常時、医療行為を必要とする児童で、保育所において集団保育が可能であると認められる児童である。事業の経緯は、平成31年度より、色金保育園で医療的ケアが必要な児童2人の受入を開始し、看護師（臨時職員）を市で雇用し、医療的ケアを実施している。

課題として、保育園の入所児には保育士が全ての児童の面接を行うが、年齢が低いほど特性を判断することが困難である。障がい児保育を実施していない0歳から2歳児クラスで特性のある児童が多くなっている。0歳から2歳児クラスで保育園に入所しても、加配の保育士が付かないため十分な保育をすることができない。ということがある。説明は以上である。

わたなべ委員 導尿やたん吸引をしている子どもは医療的な観察が必要で集団保育が難しいと思われる。自閉症の子どもも集団保育をしているのか。

子ども未来課長 自閉症で入所している子どもはいない。

子ども部長 医療的な観察が必要な子どもについて5歳児クラスに1人おり、発達に影響があったが関係機関に相談のうえ普通保育で対応しているケースはある。看護師によるたんの吸引をしている。

伊藤委員 課題として0歳から2歳児クラスで加配の保育士がつかないため十分な保育ができないとあるが保育士がつかないのはなぜか。

子ども未来課長 保育士の配置については国の配置基準があり、3歳児以上は集団保育になるため20対1あるいは30対1、0歳から2歳児については集団保育ではないため0歳児の場合3対1、1歳児だと国の基準上は6対1だが本市の場合は4対1、2歳児は6対1で対応している。これ以上の配置をすることが困難である。

伊藤委員 保育士をさがしてくるのが困難ということか。

子ども未来課長 それも一つの理由としてあるが子どもの特性を見極めるのが現場では難しいという現状がある。

わたなべ委員 年齢が低いほど特性を判断することが困難とあるが検診状況の把握と関係機関との連携はできているのか。

子ども未来課長 相談を受けた際は保健センターや障がい相談支援センターなどと情報は共有している。

岡崎委員 医療的ケアの事業の経緯として平成31年度より色金保育園で医療的ケアが必要な児童2人の受入れを開始とあるが子ども達が小学校に行く時に切れ目のない支援が必要と考えるが、今現在どのように検討されているか。

子ども未来課長 切れ目のない支援に向けて自立支援協議会を中心に様々な検討を重ねている。教育委員会とも密に連携し、情報については逐一報告をし検討を進めていきたい。

岡崎委員 早急に教育委員会と密に連携をとり保護者が心配しなくてもすむような支援を要望する。

わたなべ委員 0歳児から2歳児の待機児童の占める割合が多いが、特性を判断するのが難しい子ども達が在宅保育にならざるを得ない背景も想定されるか。

課長補佐（療育支援担当）

今後、療育の観点からステージに応じた支援を切れ目なく講じていくことを考えおり中心的な役割担う機能の設置を考えている。早い段階で見極めをし連携と続いていく体制を考えている。

伊藤委員 加配の保育士は加配専任の保育士か。

指導保育士 加配の保育士は専任ではなく通常の保育士である。

伊藤委員 年度により入れ替わりがあるのか。

指導保育士 年度により入れ替わりはある。

伊藤委員 子どもによっては、特定の保育士でないといけないということはないか。その場合は加配の保育士はつくのか。

指導保育士 子どもの状態が第一であるため園内で協議をして決めている。

伊藤委員 加配の保育士は勉強が必要ではないか。

指導保育士 研修に参加し園内でも研修を行い、必要があれば発表し情報を共有している。

わたなべ委員 専門職として有資格者と勤務形態の異なる保育士の人数割合はどのようか。

子ども未来課長 正規保育士は約90人、臨時職員は延べ人数としては約200人、嘱託保育士が約30人である。資格を持っていない保育士については早朝の1時間と夕方に限定している。

野村委員 加配の保育士は4人に対し1人であるが、5人の場合は2人か。

- 保育係長 5人の場合は加配の保育士は2人である。
- 野村委員 中軽程度の障がいの児童に対して加配の保育士がつくとのことだが、当然子どもにより差があるため状況によっては1対1ということもあり得るか。
- 保育係長 児童の状況によっては1対1ということもあり得る。現在もそのような対応をしている。
- 木村委員 発達障害が多いということだが、児童発達支援センターができれば保育園と児童発達支援センターとでどのようなフォローを行っていくのか。
- 課長補佐（療育支援担当）
現在、市の療育支援体制として全体を統括する組織を検討している。児童の特性の見立てを早期に行い、振り分けの機能を整備していき、早めに次の受け皿へつなげていく仕組みづくりを行っている。市は司令塔的な部分を行政として用意する。
- なかじま委員 早い段階での見立ての結果、発達支援センターを勧められ、保護者が就労できないということはないか。
- 課長補佐（療育支援担当）
サービス利用であるため最終的な判断は保護者が行う。行政として保護者に対して道筋をつけることは必要である。
- なかじま委員 基本的には療育であるが施設が閉園後に保育園を利用できるよう就労している保護者が流動的に利用できる体制も考えているのか。
- 課長補佐（療育支援担当）
サービス利用の前提があるため、療育の選択肢を用意したうえでの保育サービスはあり得ると考える。
- なかじま委員 保護者は障がい児枠に入っていることを知っているのか。
- 保育係長 加配枠に入る前提のうえ保護者に説明して面接している。
- 大島委員 新たな児童発達支援センターでは療育の利用者は基本計画では40人ということであるが療育と保育との境目の認定が難しいと思われるがそのあたりの検討はしているのか。
- 課長補佐（療育支援担当）
現在検討している。自立支援協議会の作業部会で業務内容として発達障害等のある児童とその保護者を対象とした支援、関係機関との調整、発達相談、発達の確認、見立てをする、巡回相談、関係機関への研修を行っていくなどの議論をしているところである。

2 福祉の家再整備事業計画

(1) 福祉の家

(2) (株)長久手温泉等

長寿課長 福祉の家再整備のコンセプトは大規模修繕と福祉の家の利用のあり方で平成14年以降老朽化が進んでいるため、大幅な取り替えの必要な機械の入れ替えなどを行っていく。利用のあり方については、今後は健康増進機能をより強化していく。再整備は3部構成となっていて、第1段階の実施設計、健康増進エリア整備とあぐりん村売り場増床は、令和4年度までを目途としている。第2段階の福祉の家とあぐりん村の導線関連整備と第3段階の瀬戸大府線開通に伴う駐車場整備については、瀬戸大府東海線の開通に合わせて整備することを考えている。直近の第1段階の整備の全体的な流れについては、昨年度、福祉の家の大規模修繕工事調査業務を実施し大きな機械類のある程度の概算費用と内容がわかったため、今年度は再整備の基本設計を行い、今年度の途中から来年度にかけて実施設計を行うことを考えている。令和3年度から令和4年度で大規模修繕工事及び再整備工事、令和4年度の8月から11月か12月まで福祉の家を前面休館としリニューアルオープンするというスケジュールである。説明は以上である。

なかじま委員 今後の概算費用はどのようなか。

長寿課長 内容が固まっていない部分があるため概算費用については8月から9月頃を目途に出す予定である。

木村委員 令和3年度5月から令和4年度11月まで大規模修繕工事及び再整備工事となっているがござらっせは休業となるのか。

長寿課長 全面休館期間は令和4年度8月から11月末までの予定である。

わたなべ委員 指定管理者は令和5年3月31日までで令和5年4月1日からはまた募集するということか。

長寿課長 令和4年度に指定管理者募集の手続をする。

岡崎委員 福祉の家が全面休館期間はボランティアセンターや社会福祉協議会は別の場所に移るのか。

主事 基本的には各施設影響がないよう工事を進める予定であるが、万が一影響が出る場合は一時的に別の場所へ移るという可能性もある。

大島委員 概算費用が出たら全議員へ説明してもらいたい。

長寿課長 議長の判断に従い、概算費用の詳細が出たら、全議員に対し説明をする。

<午前10時20分休憩>

<午前10時25分再開>

3 市内における外国籍の児童生徒について

学校別の児童生徒数及び母国語

教育総務課長 資料に沿って説明。資料3参照。

市内における外国籍の児童生徒について、令和元年5月1日現在の学校基本調査によると6小学校の合計は17人で割合は児童総数4,243人の0.4パーセントである。3中学校の合計は11人で割合は生徒総数1,680人の0.65パーセントである。

学校別の母国語について、外国籍の児童生徒の中でも特に日本語教育が必要な生徒数として文部科学省調査によると西小学校は英語が1人、アラビア語が3人、市が洞小学校は中国語が1人、南中学校は中国語が1人である。説明は以上である。

伊藤委員 学校に通っていない外国籍の子どもで数字に計上されていない子どもはいないか。

教育総務課長 学校基本調査の数字であり、詳細な状況は把握できていない。

伊藤委員 転入届など把握する方法はないか。

教育総務課長 現実的には難しい。

わたなべ委員 学校別の母国語の数字以外の児童生徒は日本語が話せるのか。

教育総務課長 授業に支障なく日本語が話せる。

木村委員 市民課で外国籍の子どもの人数を把握して、そのうち市内の小中学校に通っている子どもの人数は把握できないのか。

教育総務課長 事務的に難しい。

野村委員 国際インターナショナルスクール等に通っている市内の子ども達が把握できれば資料の人数は増えるのではないか。

教育総務課長 現状は把握しかねる。

わたなべ委員 外国籍の子どもたちは日本の教育を受ける権利及び義務はないのか。

教育部長 一般的に入学時には住民票を基礎調査として入学前に通知をする。通知した中で学校に来る人数しか把握していない。

なかじま委員 小中学校の入学の年齢を過ぎて転入してきた場合はどのような手続きをしているのか。また、通知をしたが地域の学校に行かなかった子どもに対してコンタクトはとらないのか。

教育部長 市民課で教育総務課へ来てもらうよう案内をするが、地域の学校へ行かない場合は教育総務課へ来ないのでわからない。

- 指導室長 外国籍の子どもで窓口で相談を受けたら学校と協議はするが窓口に来なければ把握できない。
- わたなべ委員 西小に英語とアラビア語が母国語の子どもがいるが、日本語が話せなくても補助が入るのか。
- 指導室長 愛知県教育委員会に依頼すると、ポルトガル語、フィリピン語については語学相談員が派遣されるが、英語、アラビア語、中国語については市町で対応であるが、語学相談員の対応はできないため、承知してもらったうえで学校へ通ってもらい保護者の方でもサポートしてもらおう。
- なかじま委員 保護者に対する通知など特別な配慮をしているのか。
- 指導室長 各学校の対応によるが、個別対応となる。
- なかじま委員 日本語の内容を外国語に変換できるアプリがあるようだが、紙の通知をデータで渡すことはあるか。
- 指導室長 データを渡すと違う問題が発生する可能性があるため、データを渡すことはないと思われる。
- 大島委員 外国籍の子どもが日本の学校へ通った場合、日本の義務教育が終了したことになるのか。
- 指導室長 何をもって日本の義務教育を終了したかというのは難しいが学校へ通うことを希望すれば、学校現場としては受けるべきであり、頑張った成果を認めるという意味でも学校を卒業したことは事実としてある。
- わたなべ委員 中学校に在籍している子どもは小学校を卒業して継続して中学校へ通っているのか。それとも途中から入ったのか。
- 指導室長 小学校を卒業し継続して中学校に通う子どももいる。小学校を卒業したあと中学校へ行く場合、卒業証書は出るとと思われる。
- 伊藤委員 国際インターナショナルスクールに通う子どもに対し、お知らせ等を届けることはないか。
- 指導室長 学校の配布物等を届けることはない。市内の学校に通って欲しいという働きかけはしている。

<午前 11 時 50 分休憩>

<午後 1 時 10 分再開>

4 不登校児童生徒への対応について

(1) 適応指導教室(Nーハウスあい)通級児童生徒数の推移

(平成 23 年度から平成 29 年度までに平成 30 年度分の追加)

(2) 長期欠席(不登校)児童生徒数の推移

(平成 23 年度から平成 29 年度までに平成 30 年度分の追加)

(3) 学校復帰児童生徒数の推移

(平成 23 年度から平成 29 年度までに平成 30 年度分の追加)

教育総務課長 適応指導教室(N-ハウスあい)通級児童生徒数の推移について、平成 29 年度は小学校が 13 人、中学校が 16 人、合計 29 人である。平成 30 年度は小学校が 13 人、中学校が 22 人、合計 35 人である。

長期欠席(不登校)児童生徒数の推移について、平成 29 年度は小学校が 23 人、中学校が 52 人、合計 75 人である。平成 30 年度は小学校が 19 人、中学校が 58 人、合計 77 人である。

学校復帰児童生徒数の推移について、平成 29 年度は小学校が 1 人、中学校が 6 人、合計 7 人である。平成 30 年度は小学校が 6 人、中学校が 2 人、合計 8 人である。説明は以上である。

わたなべ委員 N-ハウスあいから学校へ復帰するにあたり、関わる機関等があるか。

指導室長 N-ハウスあいの職員、学校関係職員、保護者を交え相談及び支援をし徐々に学校への復帰の道筋をつけていく。

伊藤委員 長期欠席の理由は把握しているか。

指導室長 理由は人間関係のトラブル等様々である。学校教育調査及び不登校調査結果として、様々な理由があり区分けして人数を把握している。

伊藤委員 休みが長くなりつつある子どもに対しどのような対応をしているのか。

指導室長 学校の担任、学年主任、養護教諭が子ども、保護者の話を聞き、場合によってはスクールソーシャルワーカーが対応し、子どもにあった支援をしている。

なかじま委員 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」によると学校に行けない子どもに対しても教育の機会が均等にあるべきとされているが、定期テスト等は欠席している場合どうしているのか。

指導室長 時々でも学校に来れる子どもや適応指導教室に来れる子どもは、別日等にテストを受け判断材料とする。全く来れない子については難しい。

なかじま委員 担任が確認するすべがないのか。

指導室長 家から出れない子や、学校との関係がうまく持てず接点がなくなってしまいう場合もあり原因は様々である。

なかじま委員 「不登校児童生徒が自宅において I T 等を活用した学習活動を行った場合の積極的な対応について」と文部科学省から通知され、不登校児童生徒

が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて適切な対応をするようにとの内容であるが、それでも子どもとコンタクトがとれないままになっているのか。

教育総務課長 出席扱いの要件を満たすことが困難である。校長のみではなく例えばソーシャルワーカーの増員等も考えていく。

なかじま委員 平成30年度中学校で30日以上欠席の不登校の子どもは58人いるが、卒業はできるのか

指導室長 卒業については校長が認定をする。卒業認定会議を開催し、職員の意見を聞いて総合的な判断により卒業できる。

なかじま委員 学校にほとんど来てなくて、教育を受けていなくても卒業できるのか。

指導室長 卒業してから目標をもってやれるということを本人と保護者を含め話し合い確認したうえで判断し進路を決めている。

わたなべ委員 小学校から中学校にかけて復帰できず続けてN-ハウスへ通うこともあるか。

指導室長 小学校から中学校の進学時、環境が変わる時に働きかけはするが、引き続き通う子どももいる。

わたなべ委員 中学校卒業後の進路はどのようなか。

指導室長 高等学校、専修学校等様々な進路がある。話し合いの中で進路を決める。

わたなべ委員 スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーは何人いるか。

教育総務課長 スクールソーシャルワーカーは3人、スクールカウンセラーは小中学校併せて5人である。

わたなべ委員 勤務形態はどのようなか。

指導室長 スクールカウンセラーは年間の勤務時間が決まっていて、週に1回程度、中学校は各校に1人いる。小学校は2、3週間に1回程度、スクールソーシャルワーカーは教育総務課へ毎日出勤し、学校等に出向いている。

木村委員 中学校の不登校生徒数の推移について平成28年度から平成30年度にかけて2.18パーセントから3パーセント台に急激に増えているが、要因は把握しているか。

指導室長 ライフスタイルの変化やコミュニケーションの不足などが影響しているのではないかと感じる。

伊藤委員 中学生の長期欠席が多いが、集団として問題があるという報告等はあるか。

指導室長 市内の中学校が集団として問題があるということはないが、何かあれば対応できるよう学校で情報共有するよう指導している。

伊藤委員 欠席の理由について複数の先生が情報を共有して対応しているのか。

- 指導室長 長期欠席の場合は全職員で理由について情報共有している。
- 大島委員 平成29年度、平成30年度で長期欠席児童生徒数の中に警察が関わったいじめなどが原因で欠席している生徒はいるか。
- 指導室長 警察が学校と連携して動いたことはないが、小学校であったことを保護者が警察へ相談したケースはある。
- わたなべ委員 Nーハウスあいではどのように学習しているのか。
- 指導室長 昨年度35人登録があり、通うのが10人程度であり、Nーハウスあいの職員がサポートして学校のプリントや教材を行う。
- わたなべ委員 Nーハウスあいから学校へ通うタイミングはどのようにはかるのか。
- 指導室長 生徒、保護者、担任、Nーハウスあいの職員で話し合いをして、学校へ通う一番よいタイミング考えている。
- わたなべ委員 学校へ復帰するには保護者の協力が大きいと思うが、Nーハウスあいからすぐ学校へ通うのか。
- 指導室長 学校の教室が難しい場合は別の場所等、その子どもにあった復帰の仕方を考えている。
- 木村委員 全国各地で痛ましい事件が多いが不登校の子ども達にどのように先生達が関わっているのか。
- 指導室長 担任は、連絡帳、電話等様々な方法でメッセージを伝えている。家庭的な問題等については、児童相談所等関係機関やスクールソーシャルワーカー等活用して対応しなければいけないと考えている。

午後1時47分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和元年6月25日

教育福祉委員会委員長 大島令子